

VIII 入学手続

入学手続は、マイページより行います。本学から郵送する書類(合格通知や手続関係書類など)はありません。

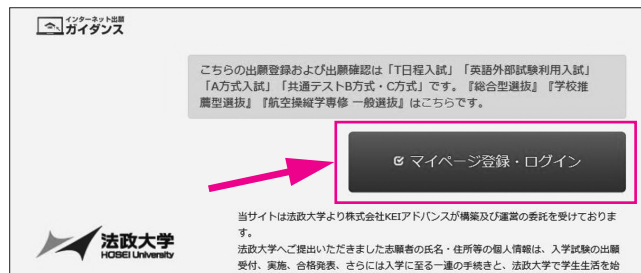
STEP 1 マイページにログインします。

マイページ ログインページ

https://exam-entry.52school.com/hosei-m/my/session/create



インターネット出願ガイダンス上部の「マイページ登録・ログイン」からもアクセスできます。



※画面デザインは変更の可能性があります。

STEP 2 入学手続をクリックして、手続を行う方式を選び、画面の指示に従って手続を開始してください。



試験区分	学部・学科	受験番号	ステータス	入学手続
A方式	△□○学部 □○×学科	00001	未手続	入学手続へ
A方式	□●△学部 ○×□学科	00002	未手続	入学手続へ
A方式	○△×学部 ×□△学科	00003	未手続	入学手続へ

※画面デザインは変更の可能性があります。

入学手続について

- (1) 手続に際しては、画面の指示に従い、注意事項等をよく確認のうえ行ってください。
- (2) 入学手続期間はP.5～6を参照してください。
- (3) 入学手続締切日までに手続を行わない場合は、入学を辞退したものとみなします。
- (4) 合格者であっても合格発表および入学手続に利用するシステムの「誤操作」「見間違い」等を理由とした入学手続期間終了後の入学手続は認めません。

入学手続方法

一括

支払方法を選択する画面で、一括納入手続を選択し、「入学手続金」の納入、「学籍関連情報登録」を入学手続締切日までに完了させてください。

延期手続

他大学との併願等で入学手続の延期を希望する場合は、以下の手続により延期を認めます。ただし、「大学入学共通テスト」利用入試C方式(5教科6科目型)合格者およびA方式の追加合格(二次・三次・四次)者は、一括手続のみとなり、延期手続はできません。

- (1) 支払方法を選択する画面で、延期(第一次)手続を選択し、「入学申込金(入学金)」の納入、「学籍関連情報登録」を入学手続締切日までに完了させてください。
- (2) 本学に入学することを決定した場合は、支払方法を選択する画面で「延期(第二次)手続」を選択し、残りの「授業料などの学費」を延期手続締切日までに納入してください。

新型コロナウイルス感染症に罹患等した場合の特別措置の入学手続

- (1) 特別措置の入学手続期間および入学手続方法は、2月初旬までに本学入試情報サイトでお知らせします。
- (2) 特別措置の概要は、P.62を参照してください。

入学手続後の学部・学科変更

本学の複数学部・学科に合格し、当初入学手続をした学部・学科から、別の学部・学科へ入学の変更を希望する場合は、先に納入した「入学手続金」(一括手続者の場合)、または「入学申込金(入学金)」(延期手続者の場合)を充当することができます(変更先の学部・学科の一括入学手続期間内であれば何回でも変更は可能です)。

- (1) 変更先の(入学したい)学部・学科の一括手続期間締切日前日までに電話にてお申し込みください。
- (2) 当初入学手続をした学部・学科で振込んだ「入学手続金」もしくは「入学申込金(入学金)」と、変更先の学部・学科の「入学手続金」との差額精算および「学籍関連情報登録」を完了してください。差額精算方法はお申し込み時にご案内します。
- (3) 変更先の学部・学科の入学手続は一括手続のみで、延期手続はできません(入学手続金全額を納入してください)。

入学辞退による学費等の返還

本学への入学手続を完了した後に(入学手続金納入完了後に)、やむを得ない理由により入学の辞退を希望し、2022年3月31日(木)までに(郵送消印有効)大学が定める手続により届け出をした場合は、入学手続金から入学申込金を除いた金額(授業料などの学費)を返還します。外国送金の際は、手数料等が差し引かれます。また、入学手続金納入時の払込手数料は返還対象外となります。なお、延期手続の方で延期第二次手続を完了していない場合は、入学申込金(入学金と同額)は返還しておりませんので、返還の手続は不要です。

入学時までに 出願資格または 入学資格を 満たせない 場合の取扱い

- (1) 出願資格または入学資格を取得見込みで受験し、入学時までに要件を満たせないことが判明した場合は、合格を取り消します。
- (2) 出願資格または入学資格を取得見込みで受験し、本学への入学手続を完了(入学手続金を全額納入)した後に、入学時までに要件を満たせないことが判明した場合は、入学手続金から入学申込金を除いた金額(授業料などの学費)を返還します。出願資格または入学資格を満たせないことが判明した場合は、直ちに入学センターに連絡し、手続についてお尋ねください。なお、延期手続の方で延期第二次手続を完了していない場合は、入学申込金(入学金と同額)は返還しておりませんので、返還の手続は不要です。

国の高等教育の修学支援新制度

- (1) 本学は同制度の対象校として認定されています。
- (2) 高等教育の修学支援新制度の採用候補者であっても、「入学金」を含む入学手続金の納入が必要であり、納入期間の延期は行いません。
- (3) 本制度については、P.59を参照してください。